

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第44号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器) 第65条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第21条第3号に規定する蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、<u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「判断基準」という。）に規定する電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。）</u></u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(特定電気機器) 第65条 条例第94条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>(省エネルギー性能の表示) 第66条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具</u></p> <p>ア <u>表示の作成年度</u></p> <p>イ <u>多段階評価（告示2-1イに定める多段階評価をいう。）</u></p> <p>ウ <u>省エネルギーラベル（告示2-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）</u></p> <p>エ <u>製造事業者等の名称</u></p> <p>オ <u>機種名</u></p> <p>カ <u>1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2-1ハに定める</u></p>	<p>(省エネルギー性能の表示) 第66条 条例第94条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p>

年間の目安電気料金をいう。)
(3)~(5) 略

(2)~(4) 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。